

大会申し合わせ事項

1. 登録について

- 1) 試合に出場する選手は指定された期日までに所属連盟に選手登録をしなければならない。
- 2) 不正登録により選手資格を得た者はこれを取り消す。

2. 名札について

大学名及び個人名を記入した名札を着用しない選手は出場できない。同じ大学に同姓者がいる場合は、苗字の右下に名前の1文字を入れること。なお、上記の該当する選手が発覚した場合は、不正用具使用者として扱い、その試合を負けとし、相手に2本を与え、既得本数及び既得権を認めない。また、当該選手のその日の大会出場は認めない。

3. 竹刀に関して

- 1) 竹刀検査は、所定時間内に竹刀検査所において検査済みシールの貼付を受けること。
- 2) 竹刀検査は、別紙の「竹刀検査要領」に沿って実施する。
- 3) 竹刀は、柄に大学名・名前のみを明記したものとし、検査の対象は一人3本(二刀の場合、大小各3本)までとする。
- 4) 鐔は、皮革又は化学製品の円形のものとし、直径は9センチメートル以下とする。なお、鐔止めを必ず使用し、鐔を正しく所定の位置に固定すること。
- 5) 規格外竹刀の使用が発覚した場合は、その試合を負けとし、相手に2本を与え、既得本数及び既得権を認めない。また、当該選手のその日の大会出場は認めない。
- 6) 規格外と判断された竹刀はその場で返却する。

4. タビ・サポーター等の使用について

- 1) タビ・サポーター等の使用は、医療上必要と認められる場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める。
- 2) 使用する者は、予め使用品をつけた状態で所定の許可証をタビ・サポーター等許可所に提示し許可を得ること。テーピングの使用については、許可証の提出は不要とする。なお、使用できるタビ・サポーター等は布製のみ許可する。また、新たに必要になった場合は、当該試合場の審判主任の許可を得ること。
- 3) タビ・サポーター等を許可なく使用した場合は、不正用具使用者として扱い、その試合を負けとし、相手に2本を与え、既得本数及び既得権を認めない。また、当該選手のその日の大会出場は認めない。

5. 団体試合でオーダー表通りに出場していない場合

提出されたオーダー表通りに出場していない選手が発覚した場合、その該当する試合を負けとし、相手に2本を与え、既得本数及び既得権を認めない。

6. 剣道用具について

- 1) 面については、肩関節の保護ができる面ぶとんの長さが確保されていること。面紐の長い場合は、切断する。面紐の結び目の位置は、面物見後方の後頭部中央部分とし、大会中、結び目の位置が安全性に支障があると判断した場合は、締め直しを行う。
- 2) 小手ぶとんは、前腕の1/2以上を保護しているものとし、えぐり(クリ)の深さは2.5センチメートル以内とする。
- 3) 剣道着の袖の長さは、自然に構えた状態で、「肘」が完全に隠れて袖口から露出しないものとする。但し、袖が小手ぶとんにかからない程度とする。

7. その他

- 1) 監督不在の場合は、監督代理人を1名たてることができる。但し、監督代理人は事前に届けられた者とする。
- 2) 選手の付き添いは、監督(または監督代理人)、主務とする。
- 3) 頭髪が長い場合は、髪を束ねて、背中が目印にかからないようにする。
- 4) ミサンガ、パワーバランスなどの剣道に必要なものは身に付けない。
- 5) マスクかシールドのどちらかを着用すること。